

入間市消防団条例の一部を改正する条例 改正要旨

1. 改正の趣旨

消防団員の処遇の改善を図るため、消防の任務に基づき出動し、又は訓練等のため出務したときに支給する費用弁償を出動報酬に改めるとともに、支給金額の改定をするものです。

2. 改正の内容

(1) 服務（第8条関係）

消防庁の「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」の改正に準じて、第8条第2項中「水火災その他災害」を「災害（水災害又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

(2) 報酬（第13条関係）

国が定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」に合わせ、これまでの報酬を年額報酬に、消防団員の出動、訓練等の出務に対して支給していた費用弁償を出動報酬に改める。

また、災害及び災害以外に区分して支給単位に応じて支給し、災害による出動で7時間45分を超えたときは、支給単位に応じて加算する。

(3) 費用弁償（第15条関係）

出動、訓練等の出務に対して支給していた費用弁償を出動報酬に改めたことに伴い、第1項を「消防団員が、消防の任務に係る会議に出席したときは、費用弁償として1回につき1,000円を支給する。」に改める。

(4) 別表

別表の「報酬」を「年額報酬」に改め、同表を別表第1とし、出動報酬の支給額を別表第2（第13条関係）として加える。

3. 施行日

令和4年4月1日